議案第２９号

町の区域を変更する件

令和７年（２０２５年）５月２１日提出

札幌市長　秋　元　克　広

中央区北３条東５丁目の一部区域について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第２項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

中央区北３条東５丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
北３条東４丁目	北３条東４丁目の全部及び 北３条東５丁目の一部

（理　由）

中央区北３条東５丁目の一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

〈別図〉
位置図
N
中央区北３条東５丁目の
一部区域に関するもの
八軒(〇条東〇丁目)
北〇条西〇丁目
北〇条西〇丁目
北〇条東〇丁目
大通西(丁目)
大通東(丁目)
南〇条
東〇丁目
菊水上町
菊水
菊水(条丁目)
南〇条西〇丁目
中島
公園
水車町
(丁目)
旭町
(丁目)
豊平(条丁目)
東札幌(条丁目)
美園(条丁目)
凡例
町の区域を
変更するもの

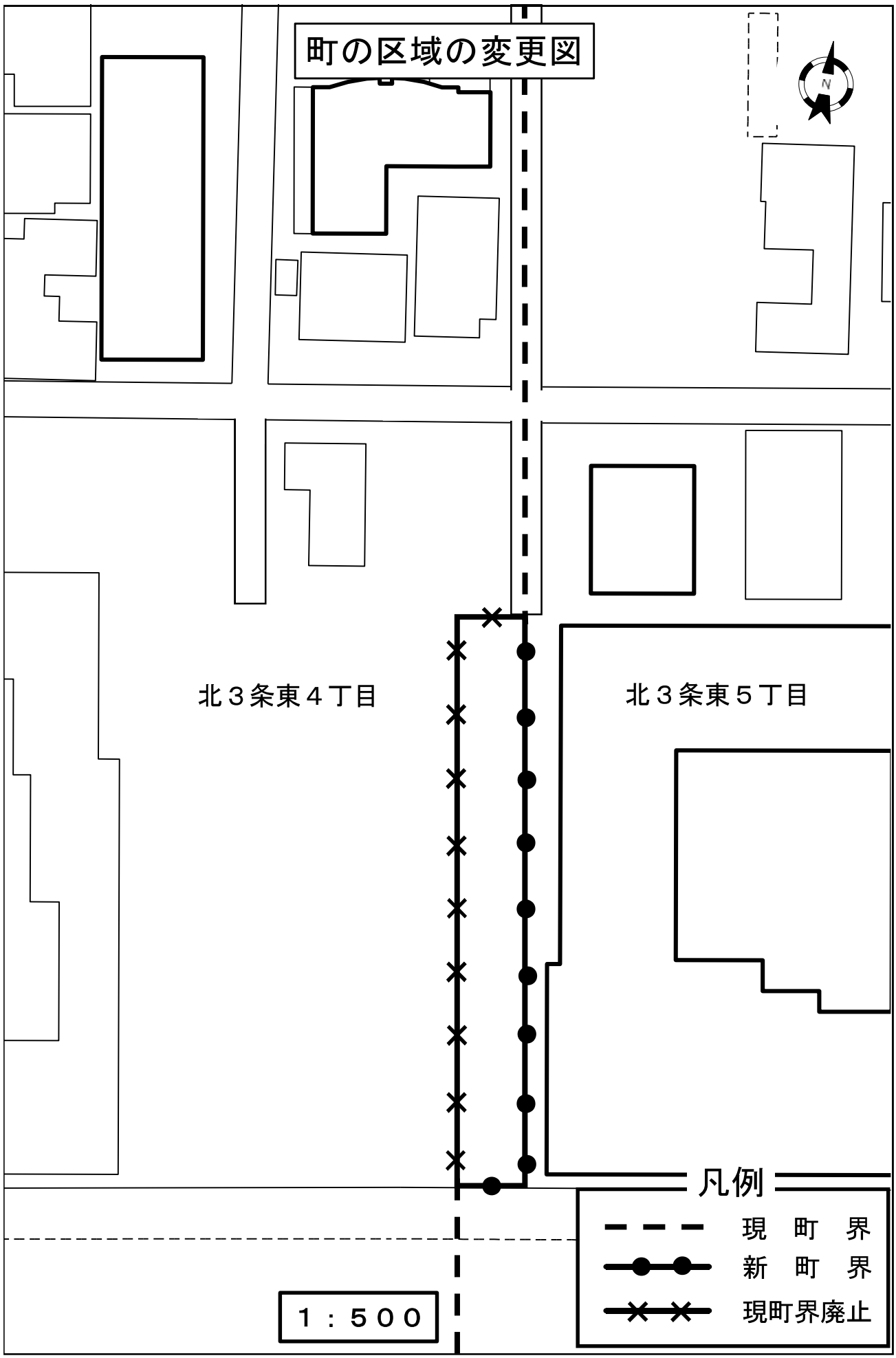
町の区域の変更図
N
北３条東４丁目
北３条東５丁目
凡例
現　町　界
新　町　界
現町界廃止
１：５００